

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和元年9月11日 午前10時開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第 85号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 議案第 86号 ひたちなか市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 議案第 89号 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第 90号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 92号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 109号 財産の処分について
- 議案第 110号 公有水面埋立てに関する意見について

2 請願・陳情

- 陳情第 20号 東海第二原発再稼働反対の決議を求めることについて
- 陳情第 21号 東海第二原子力発電所の運転20年延長・再稼働に関することについて
- 請願第 22号 「東海第二原子力発電所の20年延長運転を認めない」意見書の提出を求めることについて
- 陳情第 23号 東海第二原子力発電所の運転20年延長・再稼働に関することについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	三 瓶	武 委員 長
	雨 澤	正 副委員 長
	所 茂 樹	委 員
	岩 本 尚 之	委 員

宇田貴子委員
薄井宏安委員
打越浩委員
井坂章委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 清水立雄議長

○説明のため出席した者

企画部	小倉健	企画部長
	藤咲裕之	企画調整課長
	近藤貴史	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長
総務部	高田晃一	総務部長
	秋元正彦	税務事務所長兼資産税課長
	坂場信二	参事兼総務課長
	大谷宏	管財課長
	鈴木健嗣	人事課長
	一家徹	市民税課長
	前橋大介	総務課長補佐兼文書法制係長
	山崎剛	管財課長補佐兼管財係長
	大山登	市民税課長補佐兼係長
	鈴木寿和	市民税課係長
	飛田和志	人事課行政改革推進室主幹
市民生活部	海埜敏之	市民生活部長
	森山雄彦	市民生活部副部長
	川崎誠司	生活安全課長
	平野尚弘	市民課長
	友部修平	市民課長補佐
	小田倉淳	生活安全課係長

○事務局職員出席者

議会事務局 黒 澤 浩 局長
永 井 四十三 次長
成 田 賢 一 主幹

総務生活委員会

令和元年9月11日（水）

午前10時 開会

○三瓶委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案8件、請願1件、陳情3件、以上12件です。審査の進め方につきましては、初めに議案を審査した後、請願・陳情を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第85号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 おはようございます。

議案第85号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてご説明をいたします。

今回、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている関係法令、国の準則が改正されたことに伴いまして、関係する条例について、欠格条項に係る規定の削除、引用する法律の条項の改正など、所要の改正を行おうとするものでございます。

資料の5ページをお開きいただきまして、ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。

旧と新にあります下線部、法第16条は地方公務員法の規定であります。従来は成年被後見人または被保佐人の方は職員となること、採用試験を受けることができませんでしたが、今般、地方公務員法が改正され、その規定、法第16条第1号が削除されました。このことにより号の繰り上げがございましたので、左側下線部にあります第16条第2号を、右側下線部第16条第1号へと、引用条項について改正をしようとするものでございます。

なお、以下のページにつきましては、それぞれの条例において、関係法律、国の準則の改正に合わせて、同じように改正をしようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ただいまのご説明で、成年被後見人等が不当に差別されないようにすることには大賛成なんですけれども、確認したいことは、成年被後見人というのは、精神上の障害により判断能力を欠く常況にある者として家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者ということになると思うのですけれども、欠格条項から削除されることで、今後は成年被後見人であっても市の職員として採用されることができる、成年被後見人だからという理由で採用

しないことは許されないということになるのでしょうか、お聞きします。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 ただいまの宇田委員のおっしゃるとおり、そこについて差別されることがないということになりますので、採用することは可能、受験することも可能ということになります。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 その成年被後見人の採用について、障害者枠のように法定雇用率があるものではないというふうに思うんですけども、市として、今後成年被後見人の方の採用についての考え方はどのように考えるのか伺います。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 障害者等については、雇用率について厚生省のほうで決まっているようなラインはありますけれども、被後見人については現段階では決められておりませんので、今後の採用の中で検討していく課題かと思われまます。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 法律で不当な差別を受けないようにと決めるのは大事ですけども、実際どうなのかと。実際に差別を受けるのか受けないのかということは、具体的には市の職員の採用のことでいえば、採用するのকাশないのかということになると思いますので、実際の場面でしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

○三瓶委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第86号 ひたちなか市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 議案第86号 ひたちなか市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。

新旧対照表の3ページ、別表(第3条関係)でございます。そこをごらんいただきたいと思ひます。

工業標準化法の改正を含む不当競争防止法の一部を改正する法律が平成30年5月30日に公布され、令和元年7月1日に施行されました。このことに伴い、工業標準化法に定められた日本の産業製品等に関する産業標準、いわゆる日本の国家規格であるJIS、日本工業規格が日本産業規格に変更されたことから、表の左側の旧の備考の2と3の下線部にあります日本工業規格を、右側、新の下線部にありますように、それぞれ日本産業規格と改正しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に議案第88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、議案第89号 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 議案第88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定及び議案第89号 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定につきましては関連いたしますので、一括してご説明をいたします。

資料説明の前に、まず今回改正の概略を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、令和2年4月1日から地方公共団体の新たな非常勤職員の制度である会計年度任用職員制度が開始されることとなります。同日以降はこれまでの嘱託職員、臨時職員を会計年度任用職員として任用することとなりますが、来年度予算編成をはじめとした会計年度任用職員を任用するための手続に備えまして制度整備を進める必要がありますので、議案第88号において会計年度任用職員に関する規定の追加が必要となる関係条例を一括して改正し、議案第89号において会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、議案第88号、資料の9ページをお開きいただきまして、ひたちなか市職員の

分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。

この改正は、右側の下線部のとおり、第4条、休職の効果に、第4項といたしまして会計年度任用職員を休職させる場合の休職期間について、常勤の職員が3年を超えない範囲で定められることとされているものを、会計年度任用職員の任期は必ず年度末で一旦満了することから、任期の範囲内で定めると読みかえて適用する規定を追加しようとするものでございます。

続きまして、資料の12ページを開いていただきまして、ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。

第2条、育児休業をすることができない職員につきましては、右側の下線部の第2条の第3号アからウまで掲げるいずれかの要件を満たす非常勤職員について、育児休業をすることができない職員から除外する規定を加えようとするものでございます。これによりまして、在職期間が1年以上の会計年度任用職員で規則で定める日数以上の勤務をする者が育児休業を取得することが可能になります。

続きまして、16ページでございます。16ページのちょうど真ん中、中段の第9条の9、部分休業をすることができない職員につきましても、右側の第2号ア及びイに掲げる要件を満たす非常勤職員について、部分休業をすることができない職員から除外する規定を追加することで、会計年度任用職員が部分休業をすることが可能となるようにするものでございます。

そのほか、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に係る条例について、適用されるべき規定の追加や適用を除外する規定の整備、法律の改正に伴う文言の整備等について所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第89号についてご説明をいたします。

2ページをごらんください。2ページの第1条、趣旨といたしまして、本条例につきましては、地方自治法及び地方公務員法等の規定に基づき、会計年度任用職員に支給する給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものであります。

改正後の地方公務員法において、会計年度任用職員には、勤務時間に応じてフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の2つの類型が設けられており、同じく改正後の地方自治法により、フルタイム会計年度任用職員には給料及び手当、パートタイム会計年度任用職員には報酬、期末手当及び費用弁償を支給するものとされております。

そのため、本条例においては、2ページ3条から7ページになりますが第19条までがフルタイム会計年度任用職員の給与、同じく7ページの第20条から11ページの29条までがパートタイム会計年度任用職員の報酬、同じく11ページの32条がパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に関する規定となっております。

それでは、まずフルタイム会計年度任用職員の給与でございますが、また2ページに戻っていただきまして、第3条、フルタイム会計年度任用職員の給与、第1項にございますとお

り、フルタイム会計年度任用職員には、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給するものであります。なお、手当につきましては、常勤の職員に準じて支給するものであります。

続いて、給料につきましては、3ページの第4条、フルタイム会計年度任用職員の給料、第1項の規定によりまして、ページ飛びまして16ページに別表第1として掲げる給料表を適用するものであります。

また、20ページになりますが、別表第2でございます。等級別基準職務表を基準として、職種ごとの職務の級を決定いたします。

続きまして、ページをまた戻っていただきまして、7ページでございます。7ページの一番下の段でございます。最下段、第20条、パートタイム会計年度任用職員の報酬のところをごらんいただきますと、パートタイム会計年度任用職員につきましては、その勤務形態に応じて月額で報酬を支給するものだけでなく、時間額で報酬を支給するものも想定されます。そのため、第1項には月額、第2項には時間額の場合の報酬の計算方法を規定しており、いずれもフルタイム会計年度任用職員の給料月額及びそれに対する地域手当の合計額を基準として、勤務する時間に応じた額を報酬として支給するものであります。

また、8ページの第21条から9ページの第25条までにつきましては、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する時間外勤務手当等の各種手当に相当する報酬について規定するものであります。

改正後の地方自治法の規定により、パートタイム会計年度任用職員に対しましては期末手当以外の手当は支給できないことから、これらの手当は報酬として支給するものであります。

次に10ページを開いていただきまして、第28条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当をごらんください。

地方自治法の改正により、非常勤職員であるパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされたことに伴いまして、本条例におきましては、勤務時間が著しく少ない場合を除き、6カ月以上の任用が見込まれるパートタイム会計年度任用職員については、常勤の職員に準じて期末手当を支給することとしております。

最後に13ページでございますが、付則でございます。

付則の第2項及び第3項において、職員に関する特例措置を設けております。具体的には、本条例の施行日までに臨時職員または嘱託職員として任用されている者が本条例の施行とともに会計年度任用職員として任用された場合においては、現給を保障するという規定でございます。

第4項から第7項までにつきましては、本条例の制定に付随して、ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、それと、ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例、ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の4つの条例を改正しようとするものであります。詳細につきま

しては21ページ以降の新旧対照表によりますが、いずれも職員の給与に関する部分について会計年度任用職員に関する規定を加えようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 国において地公法や地方自治法の一部を改正して新たに会計年度任用職員制度が設けられたということですがけれども、そもそも会計年度任用職員制度の目的はどのようなものなのか伺います。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 ただいまの宇田委員のご質問にお答えします。

目的につきましては、地方公共団体における臨時非常勤職員制度がこれまで一部不明確なものもあり、任用勤務条件に関して取り扱いがさまざまであったことから、統一的な取り扱いを定めることにより、今後制度の基盤の構築を行うことが目的となっております。以上です。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 それで、今部長からもいろいろご説明があったんですけども、非常勤職員についてどのような処遇改善がなされるのか、もう一度ちょっと整理して教えていただければと思います。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 処遇改善と言われる内容かどうかもあれなんですけれども、給与についてはこれまで支給していなかった勤勉手当を支給できるようになるということ、そして、職務による経験年数、これは正職員と同じような形になりますけれども、その職種を経験している場合に、経験年数によって給与に反映させるということになります。

それと、勤務条件につきましては、先ほど部長のほうからもありましたとおり、分限や懲戒の対象になると。地公法の対象ということになりますので、その辺は厳しくなるということになります。

それと、休暇等について、これまで設けることがなかった育児休業、そして、育児の部分休業、それと、これは有給休暇であります結婚休暇等を新たに、正職員と同じように、もちろん勤務条件において割愛する部分はありますけれども、そのようなものも付与することができるということになります。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 改めて本市の正規職員と非正規職員の人数について伺います。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 正規職員数につきましては、まず、定数条例等に入っていますフルタイムの常勤職員ということで913名、そして、再任用等になります短時間の非常勤職員が32

名、合計945名ということになります。非常勤職員につきましては、嘱託職員855名、臨時職員48名の903名になります。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 正規職員に対する非正規職員の割合を見てもほぼ同数だということで、公共サービスの多くの部分を非正規職員が担っているという現状がうかがえます。この間の行財政改革などによる人件費抑制のために、正規職員を減らして正規職員がやるべき仕事を非正規職員に置きかえてきた部分もあるのではないかと思います。特に公立保育所などは非正規の保育士の割合が7割近くになっており、問題を感じています。国会では、今回の法改正に対して附帯決議がつけられました。「人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用の在り方の検討を引き続き行うこと。」という附帯決議です。公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという考えに立てば、非常勤職員を会計年度任用職員に置きかえるというだけでなく、職務によっては正規職員にする、正規職員をふやすという検討も必要ではないかと思います。

そこで、本市においては、会計年度任用職員制度をどのように制度設計しているのか伺います。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 会計年度職員は、一昨年からの法の整備が進みまして、現在任用している臨時職員、非常勤職員の職務について、引き続き非常勤として雇うべきかどうか、今後常勤の職員の採用も含め整理をしていっている段階であります。詳細については規則等で述べられるところになりますけれども、今回上程した会計年度職員につきまして、89号の給与条例等につきましては、会計年度職員は常勤職員の補助的な役割ということで役目が決められております。ですので、その制度に基づきまして、今、制度設計に当たっている最中であります。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 わかりました。

ところで、民間企業では、有期雇用で5年間働けば労働者の申し出により無期雇用に転換できるという制度改正がされていますけれども、会計年度任用職員制度についてはいかがでしょうか。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 無期雇用ですよね。実際に、労働契約法上、民間企業において適用されるものであり、実際に非常勤職員、公務員についてはこの労働契約法については適用されません。いわゆる無期転換ルールは、会計年度任用職員にはまず適用されないということであります。

ただし、この会計年度職員につきましては、翌年度においてそれなりの能力実証等を経て

再任用されることが可能であります。ですので、これまで設けていた嘱託職員についての7年を超えての任用はできないという、これはひたちなか市の規定になりますけれども、この部分については廃止させていただき、今後、任用については制限をかけることはしません。ですので、これまで以上に長期にわたって任用される者が出ることも想定しております。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 わかりました。

それで、会計年度任用職員制度で期末手当が出るとか、さまざまな報酬もふえるというようなお話でしたけれども、給与や費用弁償について、現行と比べて、会計年度任用職員に移行したことによって、来年度、どれぐらい人件費がふえると見込んでいるのか伺います。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 人件費につきましては、今年度についてまだ執行している最中であり、確定ではありませんけれども、今年度の臨時非常勤職員の人件費は、一般会計で約11億6,000万円ということになっております。来年度につきましては、期末勤勉の支給も含め、今現在試算している中では、2億5,000万円増の14億1,000万円を試算しているところです。約2割の増加ということで考えております。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 どの業種でも人手不足が深刻な中、これからは、人にお金をかける、待遇をよくするということが大切なことだと思います。人件費は単に抑えるものではなく、必要などころには効果的に使うということをしなくては、公務の担い手を確保することは難しくなると思います。

そこで、最後に確認しますけれども、今後、本市としては、今いる非正規職員を正規職員にするということも含めた正規職員の増員の検討とあわせて、新たな会計年度任用職員というものが現行の臨時・嘱託職員の待遇改善につながるものになると理解してよろしいでしょうか。

○三瓶委員長 鈴木人事課長。

○鈴木人事課長 全く新しい非常勤制度において、正職員と同様に地方公務員法の服務規程が適用される一方で、給与や休暇制度、勤務条件についてもそれなりに待遇のほうは改善されることと考えております。職員等の採用については、今後、計画の中、検討していきたいと考えております。

○三瓶委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第88号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、議案第89号 ひたちなか市会計年度任用

職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、賛成するものですが、一言、問題点を指摘させていただき、討論とします。

そもそも地方公務員法は、行政サービスの安定性と質を確保するため、公務は任期の定めのない常勤職員が中心となって担うという無期限任用の原則を持っています。しかし実際には、人件費抑制のために、正規職員を削減しながら、低賃金で不安定な多くの期限付きの非常勤職員を繰り返し任用することで公共サービスが支えられてきたという現実があります。

今回の会計年度任用職員制度は、このような現状を抜本的に解決するものではなく、むしろ非正規雇用を合法化し、正規職の非正規化を進める危険性をはらんでいるものだと、国会ではこの法改正に日本共産党は反対しました。

しかし、ただいまの質疑によって、本市においては、この制度によって現状よりも一定の前進が見られるものであることが確認できました。よって、この制度に限界、問題があることを指摘した上で、本市においては正規職員の増員と非正規職員のより一層の待遇改善が行われていくものであることを期待し、賛成します。

○三瓶委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより議案第88号、議案第89号、以上2件を一括して採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第90号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 議案第90号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定につきまして、まず、資料説明の前に概要を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が一定額以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする措置を講ずるほか、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特別措置の延長及び見直し、さらに環境性能割の臨時的軽減等に係る規定の整備をするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

これらの改正は令和元年度の税制改正によるものでありますが、軽自動車税につきましては、消費税が引き上げになる令和元年10月1日から、需要変動の平準化に向けた対策として、環境性能割の臨時的軽減等が実施されますことから、今回、条例改正を行おうとするものであります。なお、個人住民税につきましては、令和3年度課税分からの適用となっております。

います。

それでは、新旧対照表の7ページをごらんください。7ページの最上段に記載してあります第24条、個人の市民税の非課税の範囲において、右側の新の第1項第3号の下線部にありますように、単身児童扶養者を従来からの非課税の範囲であります障害者、未成年者、寡婦等に加えようとするものであります。令和3年1月1日からの施行であります。この改正により、前年の所得が135万円以下で児童扶養手当を受給している未婚のひとり親について個人住民税が非課税となるものでございます。

次に、軽自動車税の改正につきましては、9ページの中段にございます付則16条の2からとなっておりますが、消費税率が引き上げになる令和元年10月1日から自動車の税制が変わります。

まず、最初に概略を申し上げます。

自動車取得時の一度のみの課税の自動車取得税は廃止に変わりました。同じく取得時の一時のみの課税の環境性能割が導入されます。また、毎年度課税の軽自動車税については、名称を軽自動車税の種別割に変えるという変更でございます。これらの変更につきましては、平成29年3月に市税条例の改正を行っております。

それでは、今回の改正点の説明ですが、9ページのちょうど中段の下にございます付則16条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税をごらんください。

こちらは消費税率引き上げに伴う需要平準化対策としまして、臨時的な軽減を行うため、新たに加えようとする条文でございます。令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に自家用軽自動車を取得した場合に限り、環境性能割の税率1%の区分の税率を軽減いたしまして非課税にしようとするものでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、10ページの下の方でございます。付則16条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございます。16条の2と同様、環境性能割の臨時的軽減を行うために、税率の特例とする第3項を追加しようとするものであります。下線部の3行目にございます特定期間とは、先ほどの付則16条の2で言いかえることとしました令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間ということを目指しております。この期間に自家用軽自動車を取得した場合に限りまして、環境性能割の税率が100分の2、2%の区分の車種の税率を1%軽減いたしまして100分の1、1%にしようとするものであります。対象の車種につきましては、非課税となる車種を除く全ての自家用軽自動車を対象としようとするものであります。

続きまして11ページであります。条文にあります「略」という囲みの中からでございますが、第17条の第2項から次のページ第4項までを加えまして、燃費性能等の優れた軽自動車税を、取得した翌年度に新たに課税となる軽自動車税の種別割の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税の種別割のグリーン化特例につきまして、令和元年度課税分で適用いたしました税率軽減制度を令和3年度まで2年間延長しようとするものでございます。

各項目ごとに燃費の性能に応じまして3つに区分されまして、金額をそれぞれ2列で記載してあります。その列の左側が本則の税率で、右側の列が軽減税率でございます。中段の第2項におきましては、右の列は本則と比べおよそ75%の軽減でございます、同様に下段の第3項はおおむね50%、12ページの中段は、第4項はおおよそ25%の軽減ということになっております。

以上の施行期日につきましては、令和元年10月1日とするものでございます。

次に、最後のページでございますが、14ページをごらんいただきますと、第2項から第4項を追加しました付則第17条に、施行期日を令和3年4月1日とする第5項を加えようとするものでございます。ただいま説明いたしました軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、対象を電気自動車等に限定した上で、令和4年度及び5年度の税率軽減を行おうとするものでございます。

そのほか、環境性能割の賦課徴収に係る事務手続、その他文言の整理等についても所要の改正を行おうとするものでございます。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第92号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。海埜市民生活部長。

○海埜市民生活部長 それでは、議案第92号 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。

社会におきまして旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧氏を使用しやすくなるようにという目的で、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を住民票、個人番号カード等に併記し公証することができるよう、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、令和元年11月5日から施行されます。これと関連しまして、印鑑登録及び印鑑登録証明書においても旧氏を併記し公証することにより、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することができる

ようにするため、個別に改正を行おうとするものであります。

それでは、議案書の3ページ以下の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

旧氏にかかわる部分としまして、第5条、登録印鑑、第2項第1号及び同項第2号、第6条、印鑑登録原票でございますけれども、第1項第1号、続きまして第12条、印鑑登録の抹消ですけれども、第2項第3号、続いて第16条、印鑑登録証明書、第1号に旧氏を追加しようとするものでございます。

また、文言の整理としまして、「記載されている」を「記載がされている」へ変更するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第109号 財産の処分についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 議案第109号 財産の処分についてご説明いたします。

市営磯合住宅跡地の一部、磯崎町字磯合4564番5外6筆、合計5,640平方メートルについて、平成30年11月19日に一般競争入札により公募し、平成31年1月17日に入札を行った結果、4,946万8,000円で社会福祉法人新世会に売却しようとするものであります。

なお、処分する土地の場所につきましては、お手元の参考資料の2ページでございます。2ページについています位置図の場所でございます。

なお、議案提出が本定例会となった理由といたしましては、一般競争入札の公告において、落札後の条件としていた道路廃止を伴う隣接地権者等の同意などの取得に時間を要したためでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。打越委員。

○打越委員 処分の予定価格がございしますが、この予定価格の設定の経緯を教えてください。

○三瓶委員長 大谷管財課長。

○大谷管財課長 今回、公告上、最低売却価格のほうを設定をしております。こちらにつきましては市のほうで一応価格算定をしております、基準となりましたのが、今回の売る土地の近く、磯崎町の磯合地区に調査基準価格がありましたので、その価格をもとに街路条件ですとか交通の近接条件、あとは画地条件というようなところで今回の売る土地とその基準地の比較をしまして決定をさせていただいたところでございます。

○三瓶委員長 打越委員。

○打越委員 標準価格が近くにあったという実勢であると思いますが、一応、鑑定士のほうには発注はしなかったんですか。

○三瓶委員長 大谷管財課長。

○大谷管財課長 今回の案件につきましては、不動産鑑定のほうはかけずに、市のほうで不動産鑑定の基準に準じたような計算をしまして、決定をした次第でございます。

○三瓶委員長 打越委員。

○打越委員 評価の専門家は、実勢、標準価格がありますが、近傍の取引価格とか、いろいろなものを集中させて評価するものですが、市のほうの標準だけでよろしかったんですかねと思いますけど。

○三瓶委員長 大谷管財課長。

○大谷管財課長 今回の土地が特殊な土地といたしますか、形状も鰻の寝床のような形状ですし、土地も一宅地の面積から比べますと相当大きい広大地ということもありましたので、あとは費用の部分ですね、そういったことも勘案しまして、今回は市の内部で価格を設定したというもので一般競争入札にかけさせていただきました。

○三瓶委員長 ほかに。宇田委員。

○宇田委員 今回、その入札に参加したのが1法人のみということですがけれども、入札の参加が1社でも実行するという本市の考え方と、今回どのような経過で入札に至ったのか伺います。

○三瓶委員長 大谷管財課長。

○大谷管財課長 まず、1社でもというようなお話のところでございますけれども、今回、土地を売る一般競争入札でございますので、公告の中で先ほど申し上げました最低売却価格を設定させていただきました。ですので、これは裁判所なんかがかかる競売の物件もそうですけれども、最低売却価格以上の価格であればもう売るといふ公告内容ですので、以上であれば1社であっても成立するというような考え方でやっております。

一般競争入札までの経緯でございますけれども、当然、ここの土地は市の土地として売れる土地なのかどうかというような希望があったわけでございますけれども、当然、市のほうとしましては、入札参加希望があったからといって、随意契約ということで1社でやるわけにはいきませんので、希望がありましたけれども、その希望をもとに一般競争入札ということ

で、広く一般の方々に公募を行ったということでございます。

○三瓶委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に議案第110号 公有水面埋立てに関する意見についてを議題とします。

提出者の説明を願います。小倉企画部長。

○小倉企画部長 それでは、議案第110号 公有水面埋立てに関する意見についてご説明申し上げます。

議案書の表紙1ページをごらんください。

茨城港常陸那珂港区港湾区域内において、茨城県が行う公有水面の埋め立てにつきまして、公有水面埋立法の規定に基づき、港湾管理者である茨城県知事から意見を求められております。これに対して埋め立てに異存がない旨を回答するに当たり、同じく公有水面埋立法の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

回答内容といたしましては、記以下に記載のございますとおり、令和元年7月23日付けで意見を求められた茨城県知事出願の大字長砂地先公有水面の埋め立てについては異存がないとするものでございます。

資料の2ページをお開きください。埋め立ての概要です。

1、埋め立ての出願人は、茨城県知事でございます。

2、埋立区域は大字長砂字渚地先の公有水面で、面積は19万8,271.72平方メートルでございます。3ページの位置図に示してございますとおり、中央埠頭地区のちょうど中央付近、ハッチングの部分となります。

3、埋立地の用途ですが、完成後は保管施設用地、製造業用地、道路用地として使用しております。

4、工事の施行に要する期間は、着工から12年6カ月を予定しております。

最後に資料の4ページをお開きください。

常陸那珂港区の全体計画図の中での、今回、埋立区域の位置を示しております。工業用地、道路、それから港湾関連用地にまたがる部分の埋め立てということでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三瓶委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 今回、この埋め立てに異存がないということで承認されると、12年6カ月かけて埋め立てが進められるというご説明でしたけれども、中央埠頭の一部の埋め立ては、東京電力火力発電所の石炭灰の処分場のように使われておりますけれども、今回、市が同意することによって埋め立てが進められる場所の埋め立てには何が使われるのか伺います。

○三瓶委員長 藤咲企画調整課長。

○藤咲企画調整課長 今回、埋め立てに使われる内容でございますけれども、埋め立てる分の分量、全体で260万立米ほど使用する予定のうち9割ほど、230万立米につきましては、しゅんせつ土砂、茨城県内の茨城港と鹿島港とございます、そのそれぞれの港湾からだんだん波に打ち寄せられて岸壁の近くにたまってきた海底の砂泥、しゅんせつ土砂の類い、それを持ってきて埋める、残りの1割程度は公共残土が入る予定であるということでございます。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 常陸那珂港湾建設のために、本市は地元負担金として今年度の当初予算でも約2億6,700万円計上しているわけですが、このような地元負担金が何年先まで続くと想定されているのでしょうか。

○三瓶委員長 藤咲企画調整課長。

○藤咲企画調整課長 現時点で何年先という数字はございませんけれども、現在の港湾計画の計画上、常陸那珂港区の建設の総額、予定しておりますのは6,800億円ということでございまして、その計画の中でひたちなか市、東海村で負担する地元の負担金は、おおむね約200億円程度ということでございます。

現在のところまでひたちなか市で負担した金額は、30年度末でおおむね67億円でございます。このスケール感から考えて、まだ当面負担金の支出は続くものと考えてございます。

○三瓶委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第110号 公有水面埋立てに関する意見について、反対の立場から討論します。

常陸那珂港湾の建設は、バブル経済が崩壊し始めた平成5年、1993年に着工されました。湾になっていないところに港湾をつくるために、埋め立てと同時に6,000mにも及ぶ防波堤をつくるなど、初めから膨大な経費がかかり、周辺環境を壊してしまうことは承知で開発が進められました。総事業費は6,800億円。2017年までに既にひたちなか東海でも200億円を支出したと先ほどのお話でしたけれども、本市としては、地元負担金67億円以上支出しているということです。このような億を超える地元負担金がこの先も経常経費

のように毎年課されることとなります。何年先までこれが続くかわからないということでした。

茨城県は、このような大型開発優先の県政が続く中、莫大な予算をつぎ込む土木費が民生費を圧迫し、結果、医師数、看護師数、老人ホームの定員数など、全国最低レベルとなり、県民の命を脅かすほどの事態に追い込まれています。本市においても常陸那珂港開発関連の支出がふえ、今ここに暮らす市民の安全・安心につながる一番身近な施策が後回しにされることになりかねません。

中央埠頭、南埠頭のこれ以上の開発は中止して、県民、市民が必要とする生活に密着した公共事業や、中小企業の振興、そして福祉、教育の充実に予算をかけることが必要です。よって、港湾建設拡充につながる公有水面の埋め立てに関する議案には反対します。

○三瓶委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○三瓶委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。以上で議案の審査を終了します。

執行部入れかえのため、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時2分 再開

○三瓶委員長 委員会を再開します。

次に請願・陳情の審査を行います。

継続審査になっております陳情第20号 東海第二原発再稼働反対の決議を求めることについて、陳情第21号 東海第二原子力発電所の運転20年延長・再稼働に関することについて、請願第22号 「東海第二原子力発電所の20年延長運転を認めない」意見書の提出を求めることについて、陳情第23号 東海第二原子力発電所の運転20年延長・再稼働に関することについて、以上4件は関連がありますので、一括して議題とします。

請願書、陳情書につきましては、お手元に写しを配付しております。朗読は省略いたします。

何かご意見、ご質問等ありましたら、発言を願います。岩本委員。

○岩本委員 ちょっと執行部にお伺いしたいんですけど、東海第二原発に関して、本会議の一般質問に対する答弁で、市の考え方とかアンケートの集計の状況なんかは何となくわかったんですが、前回の委員会からそれ以降何か動きがあったかどうかをお聞きしたいと思いま

す。

○三瓶委員長 川崎生活安全課長。

○川崎生活安全課長 8月に行われました総務生活委員会の所管事務調査以降、特に原電の動き、あとは、我々6市村の動きについては、特に述べるようなことは何もございません。

○三瓶委員長 他にありませんか。宇田委員。

○宇田委員 この請願・陳情は、昨年6月に提出されて以来、継続となったまま、ついに今期最後の議会となっているわけです。

東海第二原発の再稼働について、反対の声を議会として上げてほしいという請願・陳情者の思いは、この間、より多くの市民の思いとなっていると思います。このような市民の思いに対して、市民の負託を受けて選ばれている議員が態度を曖昧なままにするのではなく、しっかり市民の思いにこたえる態度を表明することが必要だと思います。

私としては、請願・陳情が提出され1年余り経過する中で事実関係など変化していることもあることから、今の段階でできることは、東海第二原発について、市民の理解のない再稼働はしない、実効性のある避難計画ができない限り再稼働は認めないというこの趣旨については賛同するものであります。

○三瓶委員長 ほかにありませんか。

暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時6分 再開

○三瓶委員長 それでは、委員会を再開します。

委員の皆さんに1人ずつご意見を伺いたいと思います。順番でいかせていただきます。雨澤委員。

○雨澤委員 いろいろな意見が今とまらないという現状がずっと続いておりまして、ここでまた採決という形ができるかどうかというのは非常に疑問を感じる部分がありまして、多分、今の段階ではちょっと採決ができないんじゃないかなと。私自身の考えはそういう考えでおります。

○三瓶委員長 岩本委員。

○岩本委員 先ほど執行部の説明があったように、今までもあまり動きがない今の時点で、軽々しく結論を出すことはできないというふうに考えます。

○三瓶委員長 薄井委員。

○薄井委員 陳情3件、請願1件、昨年から、先ほどもお話しが出ているような、1年以上議論、協議している中で、執行部のほうからも去年からありますけれども、原子力の所在地域首長懇談会並びに原電の動きが大きく変化しているものではないと。そういうのであれば、今回は、議論を重ねている中でなかなか結論は出すことができないのではないかなというふう

に思っております。

○三瓶委員長 打越委員。

○打越委員 今回、本会議でやっているように、前市長の本間市長、そして現の大谷市長も、実効性のある避難計画ができなければ再稼働はできないものと考えてというふうに公式に申し上げております。

それで、今、執行部のほうで実効性のある避難計画は今まだ進行中であると。行政が決定されたときに評価されるべきであると思います。

そういう中で、市民の評価は大変重要視することですが、その避難計画の策定のほうを早くやっていただいて作成すべきであると考えております。それをもって、議会としての意思決定はそのときにすべきであると考えておりますので、現時点では判断がまだつかないということでございます。

○三瓶委員長 井坂委員。

○井坂委員 私は、この4年ずっとこの東海第二の再稼働問題を取り上げて、再稼働しないようにということを求めてきましたけど、答弁では、今、打越委員が言われたように、市長は、実効性のある避難計画ができなければそれは認めないんだと、この基本線はずっと一貫しているということは私も受けとめておるし、確認しているところです。

そしてまた、今、原電の姿勢、それと6市村との関係で動きがないという話ではありましたが、しかしこれは、既にもう原電は再稼働するという意思表示をしちゃっているということで、次にもう安全対策ということで防潮堤工事だとかそういうものに着手しようとしている状況の中にあっては、やはりとまっているわけではないと、いつ発動されるかわからないという緊張状態にあるというふうに私は思っているんです。ですから、そこに一步踏み込んでいくということについて私はもうそろそろ決断をしてもいいのかなと。

上がってきている陳情とか請願というのは、ある意味、それぞれの思いはあるんだけど、文章的にいろいろ整合性の問題があって、なかなか自分としては決めにくいところもあるなというふうに思っておりますけれども、基本的に私は、もうこれは住民の理解のない再稼働については反対をするということで本当は決めるのが筋だと、1年間議論してきましたからね。そういうふうには思っております。

ただ、委員会として、やはり全体の合意というか、そういうものも必要かというふうに思っております。基本的には採決すべきだという意見ではあるけれども、やはり委員会としての主体性の発揮というのをちょっと判断しながら決めたほうがいいのかというふうに思っています。以上です。

○三瓶委員長 所委員。

○所委員 この請願・陳情の提出、昨年6月に提出されてから1年と3カ月、原発に関しては賛成の者の意見、反対の者の意見、いろいろと私なりに聞いてきながら、委員会としてもいろいろ問題や課題とか、どういったことが危険なのか、原電の話もどういったもので

安全だと言っているのかということも、私なりにいろいろ聞いてきたつもりではありますが。

この請願・陳情を出された方々には、なかなか結論が出せないという中では歯がゆい思いをしていらっしゃるのかなというふうには思いますが、やはり私はすぐさま決断を下すというよりは、やはりこの1年3カ月間はいろいろな、原電に対しても調査の権限がありますし、問題提起していった中では、私は有効な時間を使わせていただいたと思っています。

それでも、やはり私の中でもまだまだ結論に至るまでのちょっと材料の判断がないということで、今この場での決断はできないというのは私の本音というところであります。以上です。

○三瓶委員長 宇田委員。

○宇田委員 私は、先ほども申し上げたように、この趣旨だけでも採択すべきではないかというふうに、最後の最後に採択すべきではないかというふうに本当に思っております。

ただ、今、皆さんが一人一人おっしゃったように、採決すべき段階ではないということになると、委員会での判断、この場で判断を下すのはちょっと無理なのかなというふうに思いました。

○三瓶委員長 無理なのかな。ありがとうございました。

今、皆さんのご意見をお伺いしたところ、確認しますけれども、全員が今の段階で結論は出せる状態じゃないということで同意かなというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員 それでは、本件は委員会として結論に至りませんでしたので、議長に報告しないということにしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、本件は、議長に報告しないことに決定しました。

以上で請願・陳情の審査を終了します。

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○三瓶委員長 委員会を再開します。

次に閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

閉会中の委員会活動については、委員の皆様からご意見等がなければ今回は見送りたいと思いますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 異議なしと認め、閉会中の委員会活動については見送ることに決定しました。

つきましては、本会議最終日の閉会中の継続調査申し出につきましては提出しませんので、

よろしく願いいたします。

次に，その他に入ります。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三瓶委員長 それでは，以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。
これをもちまして総務生活委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時16分 閉会